

【1985年12月19日】「高齢被災労働者に対する福祉・援護事業についての調査研究」(中間報告)について

労働省

労働省発表

昭和60年12月19日

「高齢被災労働者に対する福祉・援護事業についての調査研究」(中間報告)について

1. 高齢化社会の進展に伴い労災年金受給者についても高齢化が顕著になりつつあり、高齢労災年金受給者の介護問題が労災保険制度改善のための検討事項の一つとなっている。この問題は、医療、福祉等の専門的な見地からの検討を要するとの考えから、労働省では、(財)労災年金福祉協会に委託して、医療、福祉等の専門家で構成される「高齢被災労働者に対する福祉・援護事業についての調査研究会」を設置し、昨年8月以来、調査・研究を進めてきたところである。

今般、高齢被災労働者の現状、問題点等を踏まえたうえで、高齢被災労働者に対する介護のための施策の必要性、基本的な考え方等を内容とする中間報告が別添のとおりまとめられた。

2. 中間報告の概要は次のとおりである。

(1) 高齢被災労働者の現状及び問題点

傷病(補償)年金受給者及び障害(補償)年金受給者に占める60歳以上の者の割合は、昭和60年2月現在で見るとそれぞれ54.9%及び26.7%となっており、この割合は、高齢化の進展に伴い、今後、ますます高くなっていくものと考えられる。

一方、これらの高齢の傷病(補償)年金及び障害(補償)年金の受給者の生活実態をみると、多くの者が日常生活上の不便を訴え、介護を受けて生活しているという調査結果がでている。そして、家族等により介護を受けている者については、介護者が高齢あるいは病弱である、介護者の交替がない等の問題点が指摘されている。

(2) 高齢被災労働者に対する福祉・援護事業の今後の方向

高齢被災労働者に係る介護には、一般的な老人を対象とする介護に比べ、いくつかの特殊性がある。すなわち、せき損、じん肺等の年金受給者についてはその障害に合った類型化した介護が必要とされること、これらの障害に必要なとされる医療や緊急時における医療の提供体制を整える必要があることである。さらに、これらに加え、じん肺患者、せき損患者が傷病(補償)年金受給者の8割を占めるこ

とを踏まえると、高齢被災労働者を一つの集団としてとらえ、労災保険制度の中で独自の施策の対象とすることは十分意義のあるものと考えられる。

施策の対象は、原則として、障害等級等が第3級以上の65歳以上の者であって、介護に当たって特に医療の配慮が必要とされ、また、日常的な介護が必要であるにもかかわらず家族等の介護が期待しえない者に限定すべきものと考えられる。

施策の類型としては、在宅者で家人等により行われている介護を援助し、その介護の充実を図る施策（在宅介護施策） 介護者が全くいないか、介護者がいても高齢等の理由により在宅では十分な介護が受けられない者が入居して介護を受けて生活するための施設を提供する施策（入居施設施策）が考えられる。

なお、介護のための施策の具体的内容については今後更に検討を進める。